

(仮称) 仙台市犯罪被害者等支援条例骨子案に関する

パブリックコメント手続きを実施します。

仙台市では、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を行い、市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、「(仮称) 仙台市犯罪被害者等支援条例」の制定に向けた検討を進めています。

このたび、条例骨子案を作成しましたので、市民の皆様のご意見を募集いたします。

1 趣旨

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定しようとするものです。

2 骨子案の公表方法

(1) 市ホームページへの掲載

【URL】 <https://www.city.sendai.jp/shiminsekatsu/higaisyashien.html>

(2) 市内施設での閲覧および配布

市民生活課、市政情報センター（市役所2階）、各区役所及び総合支所の総合案内

3 意見の募集方法

(1) 募集期間

令和6年4月26日（金）～5月25日（土）（必着）

(2) 提出方法

住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号、電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出。

ア 郵送 〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市役所 市民局生活安全安心部市民生活課

イ FAX：022-214-1091

ウ 電子メール：sim004110@city.sendai.jp

エ 市民生活課へ持参（持参の場合は、土日祝日を除く8:30～17:00までにご提出ください。）

※諸事情により、上記の方法による提出が難しい場合は、担当課までご相談ください。

4 本市の考え方の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方を、令和6年7月下旬に市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報公表しません。

<担当課>

市民局生活安全安心部市民生活課

住所：仙台市青葉区二日町1番23号アーバンネット勾当台ビル（二日町第四仮庁舎）9階

電話：022-214-6148